

INDEX

◆ 相談員の窓 ◆

管理濃度改正による作業環境改善の効果について

◆ お知らせ ◆

- (1) 石綿(アスベスト)関連疾患の胸部画像の独映実習(追加開催決定)
- (2) 平成24年度大分県衛生管理者研修交流会
- (3) 平成24年度(第17回)産業保健調査研究発表会
- (4) 第4回メンタルヘルスケア事例検討・交流会

◆ 研修・セミナーのご案内(10月・11月)◆

◆ 関係機関の動き

◆◇+.....+◇◆

◆ 相談員の窓 ◆

管理濃度改正による作業環境改善の効果について

基幹相談員 田吹 光司郎
(大分労働衛生管理センター環境測定部 参事部長)

事業場において有害物質等による職業性疾病を防止するには3管理である作業環境管理、作業管理、健康管理を繋ぎ合わせて推進することが大切なことは皆さんも周知のことだと思います。その中でも、作業環境管理は先手の管理を行う上で重要であり、労働者の健康障害防止のための基本となる対策と言えます。

そして、その作業環境管理のPDCAのサイクルを回す際、重要な出発点の役割を担うのが作業環境測定です。作業環境測定は労働安全衛生法65条1項で10種類の有害作業場について、事業者の義務として実施するよう規定されています。また、同条2項では、それらの作業環境測定は労働大臣の定める作業環境測定基準に従って行うとともに、65条の二の2項に定める作業環境評価基準に従って行い、その結果、必要があると認められたときは、施設又は設備の設置又は整備等適切な措置をとらなければならないとされています。その作業環境測定結果の評価を行う上で、基準となるのが管理濃度であり、次のように規定されています。作業環境測定基準に従って、決定した単位作業場所ごとに実施した測定結果から、作業環境管理の良否を判断する際の管理区分を決定するための指標であるとされ、かつこの管理濃度は「日本産業衛生学会やACGIH等のばく露限界や各国のばく露規制のための基準の動向を踏まえつつ、作業環境測定技術や作業環境改善技術の実用性その他作業環境管理に関する国際的な動向等をもとに、作業環境管理の目的に沿うように行政的見地から決められたものである。」としています。

よって、管理濃度は次に挙げる3つの観点から決定されるとともに、見直しされているといえま

す。1つ目は学会等による有害物質の暴露基準の見直しや現場からの暴露の実態報告等によって決定されています。2つ目は測定・分析技術の精度確保が必要であり、管理濃度を決定しても、実際の作業現場で管理濃度の十分の1の精度で測定・分析出来なければ評価もできないこととなります。3つ目は環境改善技術の確保が必要であり、作業環境測定結果の評価が第Ⅲ管理区分になっても、改善する技術がないと作業環境の改善は滞ってしまいます。

最近の管理濃度改正の経緯を見てみますと、厚生労働省が平成18年から安衛則95条の6の規定により厚生労働大臣が告示で定めた化学物質について「有害物ばく露作業報告書」をもとに、リスク評価を行い、必要に応じて規則の改正を行い始めた、平成19年から多くなって来ています。主な有害物質を上げると、平成19年にホルムアルデヒドが特化物の2類に入り、管理濃度0.1ppmが定められ、平成20年にはニッケル化合物、砒素及びその化合物が特化物に入り、それぞれ管理濃度が定められました。管理濃度の改正についても、平成21年には粉じん、アクリルアミド、PCB、臭化メチル、フッ化水素、クロロホルム、シクロヘキサノン、トリクロロエチレン、トルエン、二硫化炭素が改正され、23年に酸化プロピレン及び1,1ジメチルヒドラジンが特化物に入って管理濃度が設定され、24年にはエチレンイミン、ベンゾトリクロイド、硫化水素、メチルセロソルブ、酢酸イソペンチル、酢酸ノルマルペンチル、メチルイソブチルケトンについて管理濃度が設定、変更され、本年度中にはエチルベンゼン等4物質が提案されており、今後更に多くの化学物質に対して管理濃度の設定、変更が行われるものと思われま

す。しかし、管理濃度が平成14年に設定されたエチレンオキシドについて、当大分労働衛生管理センターで実施した作業環境測定の評価結果の推移を見てみますと、規制された当初は作業環境の改善が必要とされる第Ⅱ、第Ⅲ管理区分の作業場の割合は53%と半数以上占めていた状態だったのが、2年後の平成16年度では15%まで減少し、最近では更に減少して10%程度まで改善が進んでいます。これは事業場における作業環境測定と評価が定期的に実施されて定着し、かつその結果に基づいて、作業環境改善の推進が継続して図られて来たからだと考えられます。

このことから、管理濃度の改正を後ろ向きに捕らえるのではなく、管理濃度の改正をより快適な職場環境形成の出発点として捉え、管理濃度の改正によって示された濃度を快適職場達成の目標として定め、それを達成するために必要な作業環境の測定分析技術及び改善技術を開発して、作業環境管理のPDCAサイクルを回すことによって、より快適な職場環境の形成を図ることが、これからの労働者の健康を確保する上で大切だと考えます。

◆◇+.....+◇◆

◆ お知らせ ◆

(1)石綿(アスベスト)関連疾患の胸部画像の独映実習(追加開催決定)

◇研修内容:アスベスト関連疾患の胸部画像の読影実習(シャーカステン使用)

<中皮腫、肺がん、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水等の石綿関連疾患>

◇開催日時:平成24年11月22日(木)18時30分~20時30分

◇会場:大分県医師会館 6階 研修室2

◇定員:30名(医師・産業医)定員になり次第、締め切りとさせていただきます。

◇講師:神戸労災病院 院長代理 大西 一男

千葉労災病院 院長代理 由佐 俊和(敬称省略)

◇単位:生涯・実地:2単位(申請中)

◇申込方法:当連絡事務所のホームページからお申し込み下さい。

★第20回「職場のストレスとメンタルヘルス対策
－早期発見と4つのケアの進め方－」

日時:10月18日(木)18:30~20:30

講師:上野 徳美(大分大学医学部社会心理学講座 教授)

会場:別府市医師会

単位:専門2

★第21回「じん肺診断書の作成(演習)」

日時:11月29日(木)18:30~20:30

講師:津田 徹(霧ヶ丘つだ病院 院長)

大神 明(産業医科大学 産業生態科学研究所 作業関連疾患予防学 教授)

会場:アイネス 2階 大会議室

単位:実地2

産業医研修のページ

<http://www.oita-sanpo.jp/New/study/doctor.pdf>

∞∞

■産業看護職等研修

★第2回「対人援助者のストレスコーピング」

日時:10月25日(木)18:30~20:30

講師:渡嘉敷 新典(シニア産業カウンセラー)

会場:コンパルホール 304 会議室

産業看護職等研修のページ

<http://www.oita-sanpo.jp/New/study/kango.pdf>

∞∞

■衛生管理者等研修

★第14回「高齢労働者の安全衛生管理」

日時:10月4日(木)14:00~16:00

講師:増井 太郎(大分キャノン株式会社安岐事業所 産業医)

会場:コンパルホール 305 会議室

★第15回「自律訓練法を体得しましょう!」

日時:10月16日(火)14:00~16:00

講師:佐用 槇子(産業カウンセラー)

会場:コンパルホール 305 会議室

★第16回「基礎から学ぶ衛生管理講座 5

衛生委員会が活発になる運営のポイント」

日時:10月19日(金)14:00~16:00

講師:吉良 一樹(きら労働衛生コンサルタント事務所 代表)

会場:コンパルホール 305 会議室

(厚生労働省労働基準局労災補償部)

平成24年9月11日(火) 第4回国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会
9月11日に第4回国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会が開催されました。議題は法人の組織・運営等についてでした。(厚生労働省医政局国立病院課国立病院機構管理室)

《その他》

【大阪府の印刷事業場に対する測定結果等】

厚生労働省では、大阪府の印刷事業場での胆管がんの発症を受けて実施している原因究明に関し、作業場所での環境測定、有害物質の使用状況等について独立行政法人労働安全衛生総合研究所に調査を依頼し、同研究所では4回現地調査を行い、8月31日にその結果報告書が公表されました。(厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002ioeh.html>

【「今後の化学物質管理政策に関する合同検討会」中間取りまとめの公表】

平成24年9月4日に厚生労働省より「今後の化学物質管理政策に関する合同検討会」の中間取りまとめが行われ、公表されました。厚生労働省では、この中間取りまとめを受け、中長期的課題について引き続き検討を行うとともに、関係省庁とも連携しつつ化学物質のリスク評価を推進していくこととしています。(厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002iri6.html>

【印刷業に対する有機溶剤中毒予防規則等に関する通信調査の結果(速報)等】

厚生労働省では、印刷業に対する労働衛生対策の一環として、通信調査を実施し、8月末までの結果(速報)について公表しました。(厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002j80z.html>

【「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」の労働政策審議会に対する諮問と同審議会からの答申について】

平成24年9月12日、厚生労働大臣から労働政策審議会に対し、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について諮問がなされ、これらについて同審議会から答申がなされました。厚生労働省では、この答申を踏まえ、政令及び省令の改正作業を進めることとしています。

(厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002jnxc.html>

【職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けたポータルサイト開設に当たっての周知活動について】

平成24年9月20日に厚生労働省は本年10月1日に開設する予定の職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けたポータルサイト「みんなでなくそう 職場のパワーハラスメント あかるい職場応援団」について周知活動を行うことを公表しました。(厚生労働省労働基準局労働条件対策課賃金時間室)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002k4mm.html>

【東日本大震災の関連情報窓口(参考)】

○首相官邸災害対策

<http://www.kantei.go.jp/saigai/>

○内閣府防災情報

<http://www.bousai.go.jp/>

○厚生労働省東日本大震災関連情報

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014j15.html>

○原子力安全・保安院

<http://www.nisa.meti.go.jp/>

○放射線医学総合研究所

<http://www.nirs.go.jp/index.shtml>

○労働安全衛生総合研究所震災関連情報

<http://www.jniosh.go.jp/announce/shinsai/index.html>

○国立精神・神経医療研究センター

http://www.ncnp.go.jp/mental_info/index.html

○災害時こころの情報支援センター

<http://kokoro.mhlw.go.jp/etc/info0322.html>



※メールアドレスの変更、配信停止、ご意見・ご感想は、info@oita-sanpo.jpまでお願い致します。

皆様のご意見をお待ち致しております。

今月も最後までお読みいただきまして、ありがとうございました。



独立行政法人 労働者健康福祉機構

大分産業保健推進連絡事務所

〒870-0046

大分市荷揚町3番1号 第百・みらい信金ビル6階

TEL: 097-573-8070 FAX: 097-573-8074

<http://www.oita-sanpo.jp/> / E-mail: info@oita-sanpo.jp

